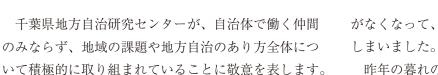
## 巻頭言)後退する「地域主権改革」

## 奥野総一郎 衆議院議員



さて、残念ながら民主党が下野し、自公政権となっ て足かけ1年半となりました。「集団的自衛権」や「N HK会長・経営委員人事」はもとより、安倍政権は強 権的で危険な方向へと日本を引きずりこもうとしてい ます。

地方自治においても、民主党がその政策の「一丁目 一番地」としてきた「地域主権改革」の看板を「地方 分権 | に書き換えただけでなく、その中身もこれまで の論議からは逆行するものとなっています。

民主党は地域主権改革の中で、「国と地方の協議の 場」の設置や「義務付け・枠付け」の見直し、あるい は「一括交付金制度」の導入など、地方の自主性を重 んじた改革を進めて来ましたが、安倍内閣は政権交代 後ただちに一括交付金制度を廃止しました。

昨年の地方分権改革有識者会議の「地方分権改革の 総括と展望」では「第二次地方分権改革は一つの区切 りを迎える」とされ、安倍内閣が地域主権(地方分権) 改革に幕引きを図ろうとしていることを反映している、 とさえ思えます。

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の 実施やその方法を縛っている「義務付け・枠付け」の 見直しにしても決して終わっていません。対象となる 一万項目を四千項目、そこから絞って千三百項目にし ました。だから、検討さえされていないものもありま す。また、地方の要望に沿えていない積み残し案件も あり、引き続き検討を重ね、結論を出していかなけれ ばなりません。

もう一つ残っているのは、国の出先機関の見直し。 これは第二次勧告の中で、国の出先機関改革というこ とでわざわざ章が設けられており「地方振興局」とか 「地方工務局」という名前まで例示をして、組織改革 のあり方について議論がされていました。しかし、今 回の法案にはこれは含まれませんでした。

第二次勧告の中で、国から地方におろすべき権限、 組織とセットで見直すことになっていたのに、組織論 がなくなって、権限論だけになって

昨年の暮れの「当面の方針」の中では百項目を、地 方におろす権限の見直しの対象として挙げていました。 このうち、今回の見直しの方針の中で、六十六項目の 権限を地方に渡すことになりました。しかし、このう ち地方が求めていた権限移譲は、二十八項目中七項目 しかできませんでした。

また、各省が国に残すとしているものについては、 地方が求めても、二十二項目中九項目しか盛り込まれ ませんでした。安倍政権の「中央集権」志向がはっき りでていると言えます。

さらに財政措置についても、今回の一括法の中では 入っていません。

権限委譲や、義務付け・枠付けの廃止がそれなりに 進む中で、肝心の税財源の議論がすぽっと抜け落ちて います。

一例をあげれば、自治体では非常勤職員の待遇など が大きな問題となっていますが、権限が移譲されると、 移譲された側は業務が増える。そしてそれをこなすた め、人員を増やしていく。しかし、財政状況が厳しい 地方では正規職員はなかなか増やせず、ますます臨時 職員や非常勤職員を採用して、それに頼っている。

しかし一方で、非常勤職員には期末手当や退職手当 の支給が認められていません。また、通勤手当や残業 手当さえも総務省通知で支給が可能とされているだけ で、法定されていません。

この点はやはり法律で担保すべきであり、民主党は 私も提出者の一人となっている「地方自治法一部改正 案」を議員立法で提出し、臨時・非常勤職員の処遇改 善を目指しています (継続審議中)。

国と地方の財源、税源の配分の見直しは、わが国の 借金が1000兆円を超える財政事情の中で非常に難しい ことではありますが、それでもなお、真の「地域主権」 「地方分権」を実現するためには不可欠です。

そして、こうした本当の意味での改革を進めるため にも、民主党を中心にした政権を再度実現させるしか ないと決意を新たにしています。